

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公開番号】特開2015-130887(P2015-130887A)

【公開日】平成27年7月23日(2015.7.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-046

【出願番号】特願2015-86621(P2015-86621)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/071	(2010.01)
C 1 2 N	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	35/12	(2015.01)
A 6 1 K	35/57	(2015.01)
A 6 1 K	35/58	(2015.01)
A 6 1 K	35/65	(2015.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/18	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	13/10	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	5/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	5/00	2 0 2 A
C 1 2 N	1/00	T
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	35/12	
A 6 1 K	35/57	
A 6 1 K	35/58	
A 6 1 K	35/65	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	1/18	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	13/10	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	5/00	
A 6 1 P	21/00	

A 6 1 P 37/02  
A 6 1 P 25/14  
A 6 1 P 3/06  
A 6 1 P 7/06  
A 6 1 P 3/10  
A 6 1 P 19/08

### 【手続補正書】

【提出日】平成27年10月23日(2015.10.23)

### 【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

### 【補正の内容】

#### 【0083】

##### 結果

(i) 骨髄由来の胞子様細胞：

骨髄から単離された胞子様細胞集団は、数日以内に多細胞クラスターを形成した。クラスターに含まれるか又は単独のいずれかの個々の細胞は、以下の遺伝マーカーを発現する。そのすべては、胚性幹細胞に関連付けられている：Oct4、Nanog、Fgf4、Zfb296、Cripto、Gdf3、Utf1、Ecat1、Esgr1、Sox2及びPax6、cMyo（増殖遺伝子）、Fgf5、Olig2並びにPdgfr12。マーカーネスチン（神経幹細胞に一般に関連するマーカー）も確認された。

### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】変更

### 【補正の内容】

#### 【0086】

骨髄から単離された胞子様細胞は、以下の胚性幹細胞マーカーについて陰性染色であったことが注目される：Dax1、caudalタイプホメオボックス転写因子2（Cdx2）、Neuro及びEraser（ESの腫瘍形成遺伝子）、並びにRex1。この細胞は、神経堤幹細胞マーカーP75についても陰性染色であった。この細胞は、以下のタンパク質マーカーのいずれも発現しなかった：Cd45、Cd31又はCd34（内皮及び造血幹細胞のマーカー）。

### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0087

【補正方法】変更

### 【補正の内容】

#### 【0087】

(i) 筋肉

筋肉から得られた胞子様細胞は、骨髄から得られた胞子様細胞で認められたものと同じ胚性幹細胞マーカーを初期に発現した。すなわち、この細胞は、Oct4、Zfp296、Cripto、Gdf3、Utf1、Cdx2、Ecat1、Esgr1、Sox2及びPax6、cMyo、Fgf5、Olig2、Pdgfr12を発現した。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0088

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0088】

筋肉由来の胞子様細胞は、骨髄由来の胞子様細胞と同様に、Dax1、Cd2、Neo及びEras、Rex1（胚性幹細胞マーカー）、P75（神経堤マーカー）、Cd45又はCd31（内皮及び造血幹細胞のマーカー）について陰性染色であった。

**【手続補正5】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

（iv）副腎

副腎は、極めて早期の幹細胞マーカーを発現し、次いで成熟して、クロム親和細胞及びカテコールアミンを産生する細胞のマーカーを発現する。初期に単離すると、副腎から得られた胞子様細胞は、骨髄からの細胞と同様に、Oct4、Zfp296、Cripto、Gdf3、Utf1、Ecat1、Esrg1、Sox2及びPax6、cMyo、Fgf5、Olig2、Pdgfrl2を発現した。